

資料 3-1

平成 17 年患者調査の概要(案)

1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設（病院：約7千、一般診療所：約6千、歯科診療所：約1千）を利用した患者を調査の客体とする。

3 調査の期日

(1) 病院については、平成17年10月18日～20日（火～木）の3日間のうち、病院ごとに指定した1日とする。

(2) 診療所については、平成17年10月18、19、21日（火、水、金）の3日間のうち、診療所ごとに指定した1日とする。

なお、退院患者については、平成17年9月1日～30日までの1か月間とする。

4 調査票の種類（調査事項については、別紙参照）

【入院・外来患者】

- (1) 病院入院（奇数）票
- (2) 病院外来（奇数）票
- (3) 病院偶数票（入院・外来）
- (4) 一般診療所票
- (5) 歯科診療所票

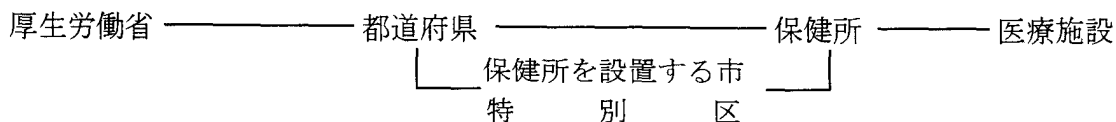
【退院患者】

- (6) 病院退院票
- (7) 一般診療所退院票

5 調査の方法

医療施設の管理者が記入する方式による。

6 調査の系統



7 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行い、結果は集計後すみやかに公表する。
なお、医療施設に関する情報の一部は、医療施設静態調査から得ることとする。

8 標本設計

- (1) 抽出枠（フレーム）は、医療施設基本ファイルとする。
- (2) 抽出方法は、層化無作為抽出とする。
- (3) 客体数は、地域別（病院の入院については二次医療圏まで、病院の外来、一般診療所及び歯科診療所については都道府県まで）推計が可能な数とする。
- (4) 医療施設側の記入者負担軽減を図るため、病院については二段抽出を併用する。

（当該病院の入院・外来の患者のうち出生日の末尾が奇数の患者については全調査事項を調査することとし、出生日の末尾が偶数の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。なお、大規模（500床以上）病院については入院・外来の患者のうち出生日の末尾が3，5，7日の患者については全調査事項を調査することとし、それ以外の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。）

(別紙)

調査票の種類別調査事項一覧

○: 調査事項の項目番号 (空欄): 調査事項なし

調査事項	病院 入院 (奇数) 票	病院 外来 (奇数) 票	病院 (偶数) 票	一 般 診 療 所 票	歯 科 診 療 所 票	病 院 退 院 票	一 般 診 療 所 退 院 票
・ 性別	①	①	○	①	①	①	①
・ 出生年月日	②	②	○	②	②	②	②
・ 患者の住所	③	③		③	③	③	③
・ { <ul style="list-style-type: none"> 入院年月日 外来の種別 入院・外来の別 入院・外来の種別 入院・退院年月日 	④						
			④		④		
				○			
					④		
						④	④
・ { <ul style="list-style-type: none"> 受療の状況 傷病名 	⑤	⑤		⑤		⑤	⑤
					⑤		
・ 手術の有無						⑥	⑥
・ 診療費等支払方法	⑥	⑥		⑥	⑥	⑦	⑦
・ 紹介の有無	⑦	⑦		⑦			
・ 救急の状況	⑧	⑧		⑧			
・ 病床の種別	⑨			⑨		⑧	⑧
・ 入院前の場所						⑨	⑨
・ 入院の状況	⑩			⑩			
・ 転帰						⑩	⑩
・ 心身の状況	⑪			⑪			
・ 退院後の行き先						⑪	⑪

資料 3-2

平成17年患者調査の主要改正点(案)

平成16年 10月 7日
厚生労働省

1 調査の枠組み

入院・外来患者については、火曜日から木曜日の3日間のうちに医療施設（病院及び診療所）ごとに指定した1日の調査としていたが、診療所（一般診療所及び歯科診療所）については、調査日を休診の多い木曜日を避け、火曜日、水曜日及び金曜日に変更することにより、調査結果の精度向上を図ることとした。

2 標本設計等

現在の標本設計では、多種多様な医療機関を適切に層化することが困難であり、その結果、専門医療機関が抽出から漏れてしまう可能性があること、また、多くの患者について調査票を作成しなければならない大規模病院においては、記入者負担が大きくなっていることなどの問題があることから、大規模病院においては、「病院入院（奇数）票」及び「病院外来（奇数）票」の施設内抽出率を1/2から1/3（3/10）に下げ、「病院（偶数）票」の施設内抽出率を1/2から2/3（7/10）に上げるとともに、地域医療支援病院でも層化を行う。

さらに、一般診療所においては、主たる診療科の抽出に精神科の層を追加する。

これにより、調査票枚数が増える病院での事務作業効率化と記入者負担軽減を図りつつ、調査全体の精度の向上を目指し、医療施設の機能分化や疾病構造の変化を踏まえ、可能な限り専門医療機関を把握し、詳細かつ的確に患者数を把握する。

3 調査事項

- (1) 「病床の種別」及び「心身の状況」について、医療法改正により病床区分が改正されたこと等を踏まえた設計とする（経過措置による病床区分（老人病床等）の削除及び注釈の変更等）。（病院入院票、病院退院票、一般診療所票、一般診療所退院票）
- (2) 「病床の種別」について、医療から介護への棲み分けの検証のため、「老人性痴呆疾患療養病棟」を「老人性痴呆疾患療養病棟（医療保険適用病床）」及び「老人性痴呆疾患療養病棟（介護保険適用病床）」に「療養病床」を「療養病床（医療保険適用病床）」及び「療養病床（介護保険適用病床）」の区分にそれぞれ分ける。

（病院入院票、病院退院票、一般診療所票、一般診療所退院票）

- (3)「退院後の行き先」と「転帰」について、設問の選択肢が一部重複しているため記入者負担軽減の観点から、設問の順番を入れ替え、「退院後の行き先」の「その他(死亡・不明等)」を「その他(不明等)」に変更する。

(病院退院票、一般診療所退院票)

4 集計事項等

結果表章上の病床規模の階級区分については、他の統計調査とのデータの相互比較等に資する観点から、可能な範囲で共通化を実施し、利用者の便宜を図る。

平成17年患者調査標本設計の変更(案)

現行(平成14年患者調査)

<層化基準>

病院
入院 7/10
外来 3.3/10

- ・精神病床のみの病院 抽出率71.3
- ・感染症病床のみの病院 全数
- ・結核病床のみの病院 全数
- ・特定機能病院 全数
- ・老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院 全数
- ・療養病床のみの病院 } 抽出率78.8
- ・老人病床のみの病院 }
- ・その他の病院 ~99床 抽出率59.0
- ・ " 100~299床 抽出率66.9
- ・ " 300~499床 抽出率91.6
- ・ " 500床~ 抽出率95.3

※1 入院は二次医療圏別に、
外来・退院は県別に層化。
※2 全体の7割を調査対象として割り振る。

<答申の指摘>

- ・多種多様な医療機関を適切に層化することが困難であり、その結果、専門医療機関が抽出から漏れてしまう可能性がある。
- ・多くの調査票を作成する、大規模病院は負担が大きい。

平成17年患者調査(案)

- ※ 予め抽出率を7割と設定せず。
- ※ 病床の階級区分を詳細にし、中小の専門医療機関を把握。
- ※ 厚生労働省における医療施設の機能分化施策の実施は、平成17年以降計画されている。

病院

- ・精神病床のみの病院
- ・感染症病床のみの病院
- ・結核病床のみの病院
- ・特定機能病院
- ・老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院
- ・療養病床のみの病院
- ・地域医療支援病院(新規追加)
- ・老人病床は削除

・その他の病院
20~49床
50~99床
100~199床
200~299床
300~399床
400~499床
500床~

全ての層において大規模(500床以上)の病院については全数とする。

<調査票の種類>	<施設内抽出率>	<大規模(500床以上)>
・病院入院(奇数)票	→ 全患者の1/2	全患者の1/3(3/10)
・病院外来(奇数)票	→ 全患者の1/2	全患者の1/3(3/10)
・病院偶数票(入院・外来)	→ 全患者の1/2	全患者の2/3(7/10)
・病院退院票	→ 全患者	全患者

大規模病院については施設内抽出率を下げる。

一般診療所
7/100

- ・内科 有床 無床
- ・小児科 有床 無床
- ・外科 有床 無床
- ・整形外科 有床 無床
- ・産婦人科 有床 無床
- ・眼科 有床 無床
- ・耳鼻咽喉科 有床 無床
- ・皮膚科 有床 無床
- ・その他 有床 無床

※入院・外来・退院とも県別に層化。

現行→平成17年は変更なし

<調査票の種類>	<施設内抽出率>
・一般診療所票(入院・外来)	→ 全患者
・一般診療所退院票	→ 全患者

「精神科」の層を追加

一般診療所及び歯科診療所においては、
休診の多い木曜日を避け、火曜日、
水曜日及び金曜日に変更することにより、
結果精度向上を図ることとした。

診療科

- ・内科 有床 無床
- ・小児科 有床 無床
- ・外科 有床 無床
- ・整形外科 有床 無床
- ・産婦人科 有床 無床
- ・眼科 有床 無床
- ・耳鼻咽喉科 有床 無床
- ・皮膚科 有床 無床
- ・精神科 有床 無床
- ・その他 有床 無床

※入院・外来・退院とも県別に層化。

ここで言う「精神科」とは、「精神科」、「神経科」、「心療内科」を主たる診療科目とする施設が対象となる。

「精神科」の層を追加することにより、「精神および行動の障害」の標準誤差率を約7ポイント下げることができる。患者数が極端に少ない「妊娠、分娩及び産じょく」等の傷病大分類を除けば、標準誤差率を全て11%に抑えることができる。

歯科診療所
2/100

※外来のみ調査。県別に層化。

現行→平成17年は変更なし

<調査票の種類>	<施設内抽出率>
・歯科診療所票	→ 全患者

変更点なし。